

総務省令（平成16年総務省令第39号）に基づき金融庁長官が定め又は指定するもの

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成16年総務省令第39号）（以下「総務省令」という。）第三条第二項、第六条第一項ただし書、及び第七条に基づき、金融庁長官が定め又は指定する事項は次のとおりとします。

総務省令第三条第二項

電子情報処理組織を使用して前項の申請等をしようとする者は、情報通信技術利用法第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、行政機関の長又は審査会が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。

⇒総務省令第三条第二項の規定により、同条同項の申請等をしようとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準として金融庁長官が定めるものは、内閣府の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとします。

総務省令第六条第一項

行政機関情報公開法施行令第十三条第三項第三号に規定する総務省令で定める方法は、同号に規定する開示請求又は行政機関情報公開法第十四条第二項若しくは第四項の規定による申出により得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、行政機関の長は、次の各号に掲げる方法により納付させることを相当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次の各号に掲げる方法を指定することができる。

- 一 行政機関の長が指定する書面に収入印紙をはって納付する方法
- 二 行政機関情報公開法施行令第十三条第三項第一号イからハまでに掲げる行政機関又は部局若しくは機関にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法
- 三 行政機関の長が行政機関情報公開法施行令第十三条第三項第二号の規定による官報の公示をした場合において、当該行政機関の長の事務所において現金で納付する方法

⇒総務省令第六条第一項ただし書に基づき、手数料の納付方法として金融庁長官が相当と認め、電子納付に加えて指定する方法は、金融庁電子申請・届出システムの印紙等納付確認画面を印刷した書面に収入印紙をはって納付する方法とします。

総務省令第七条

この省令に定めるもののほか、行政機関情報公開法及び行政機関情報公開法施行令に規定する手続等を、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合に必要な事項は、行政機関の長又は審査会が定める。

⇒総務省令第七条の規定に基づき、金融庁電子申請・届出システムを使用して行うことができる行政機関情報公開法に基づく手続は次に掲げるものとします。

- 一 開示請求書の提出
- 二 他の行政機関等に移送した旨の通知
- 三 開示決定等の通知
- 四 行政文書の開示の実施の方法等の申出
- 五 行政文書の更なる開示の申出
- 六 開示実施手数料の減額又は免除の申請
- 七 開示実施手数料の減額又は免除の決定等の通知

⇒実施時期は平成 16 年 3 月 31 日からとします。